

公募型プロポーザルの参加者の資格等（公告）

公募型プロポーザルによる委託契約の締結が見込まれるので、公募型プロポーザルへの参加資格を得ようとする者のための申請方法等について次のとおり公告する。

令和5年9月5日

長崎県精神医療センター院長 大塚 俊弘

1 業務名

長崎県精神医療センター給食業務

2 公募型プロポーザルに参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を経過しない者
- (3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 公募型プロポーザルに付する事項に関し、原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者
- (7) この公告の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者

3 公募型プロポーザル参加者の資格及び審査

- (1) 公募型プロポーザル参加者の資格は、地方自治法施行令第167条の5第1項に定める要件に基づき、次の(2)に掲げる事項について審査し、決定する。
- (2) 審査事項

審査事項は、以下のアからキまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度（以下「基準年度」という。）及び前々事業年度とする。

- ア 純資産の額 基準年度及び前々事業年度の純資産の額
- イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数
- ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数
- エ 損益状況 基準年度及び前々事業年度の損益状況
- オ 財務比率 基準年度末日現在における次に掲げる各比率
 - (ア) 売上高当期純利益率
 - (イ) 固定長期適合率
 - (ウ) 流動比率
- カ 参加資格を得ようとする業務の受託実績
- キ 営業に関し必要な許可、認可等の取得状況

4 資格審査申請の時期

令和5年9月8日から9月15日まで（土日・祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 資格審査申請の方法

- (1) 申請書の入手方法

公募型プロポーザル参加資格審査申請書（様式3。以下「申請書」という。）は、この公告の日から4の時期まで(4)に掲げる場所において、公募型プロポーザル参加資格を得ようとする者に交付する。

なお、長崎県病院企業団本部又は長崎県精神医療センターのホームページからのダウンロードも可能である。

長崎県病院企業団本部ホームページ <http://www.nagasaki-hosp-agency.or.jp/>

長崎県精神医療センターホームページ <http://www.nha-seishin.or.jp/>

(2) 申請書の提出方法

申請書は次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 基準年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

カ 印鑑届（様式4）

キ 口座振替申込書（様式5）

ク 受託実績調査表（様式6）

ケ 財団法人医療関連サービス振興会の患者等給食業務に関するサービスマークの認定を受けていることの確認書類または、医療法施行規則（昭和23年11月5日厚生省令第50号）第9条の10の基準を満たす者であることの確認書類

コ 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員であることの確認書類または、受託業務遂行が困難になった場合の代行保証が確認できるものであることの確認書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(4) 申請書の交付及び提出場所

（名称）長崎県精神医療センター総務課総務医事班

（住所）〒856-0847 大村市西部町1575番地2

（電話）0957-53-3103（代表）

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式7）により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

公募型プロポーザル参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を付与された日から令和7年3月31日までとする。

8 資格審査申請事項の変更

公募型プロポーザル参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式8）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 資本金（法人の場合）

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項

(7) 金融機関取引口座

(8) 電話番号

9 資格の取消し等

(1) 公募型プロポーザル参加者の資格を有する者が、2の(1)、(2)又は(7)のいずれかに該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間は競争入札に参加させない。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が2の(2)に該当するに至った場合も、同様とする。

(2) 資格を受けた者が、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、その資格を取り消すこととする。

(3) 資格取消しの通知

公募型プロポーザル参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。